

災害等情報（詳報）

鉱 種：石灰石		鉱山の所在地：埼玉県					
災害等の種類： 坑内・落盤		発生日時： 平成31年4月10日（水） 11時50分頃	罹災者数	死	重	軽	計
						1	1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 54歳、坑内作業員、直轄、 勤続年数：0年1か月、担当職経験年数：0年1か月							
罹災程度：胸部肋骨2本骨折（休業日数：6日 ）							
【概要】 浮石の定期点検のため、罹災者が先輩作業員の指導のもと斜坑通洞で姑息作業※をしていたところ、落とそうとしていた浮石の一部（縦1,500mm、横1,200mm、厚さ150mm）がロックボルトに引っ掛かった。浮石は予想していない向きで地面に落下し、罹災者の方へ倒れ、側壁との間に挟まれ罹災した。 ※姑息作業・・・坑道中の落下しそうな石（浮石）をあらかじめ落とす作業。							
【原因】 ・浮石が落下した際、ロックボルトに引っ掛かり、予想外の向きに落ちた。 ・浮石に対して、斜坑の下側から姑息作業をしたため、地面に落ちた石が罹災者側に倒れてきた。 ・姑息棒の長さが短かったため、姑息作業位置と落とす浮石との距離が近かった。							
【対策】 ・作業要領書への「新規作業員への作業教育時の作業指示」、「斜坑通洞作業時の作業位置」に関する項目追加、リスクアセスメント実施内容に反映した修正を実施する。 ・新規作業要領書、新規設備の周知及び教育を実施する。 ・斜坑通洞用に通常（2.7m）より長い3m と 3.5m の姑息棒を設置する。							
【参考情報等】 ○作業上考えられるリスク、ヒヤリハットなどの情報の共有を図る仕組みを徹底し、有効に機能させましょう。 ○作業手順や保護具着用を遵守しましょう。 ○鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は以下のとおりです。 ＜鉱山保安法令＞ 鉱山保安法第5条第1項第1号及び第3号 鉱山保安法施行規則第3条第1号及び第3号並びに第12条							
【お問い合わせ先】 関東東北産業保安監督部 鉱山保安課 平田、駒木根、田中 電話番号：048－600－0437							

・災害発生箇所写真

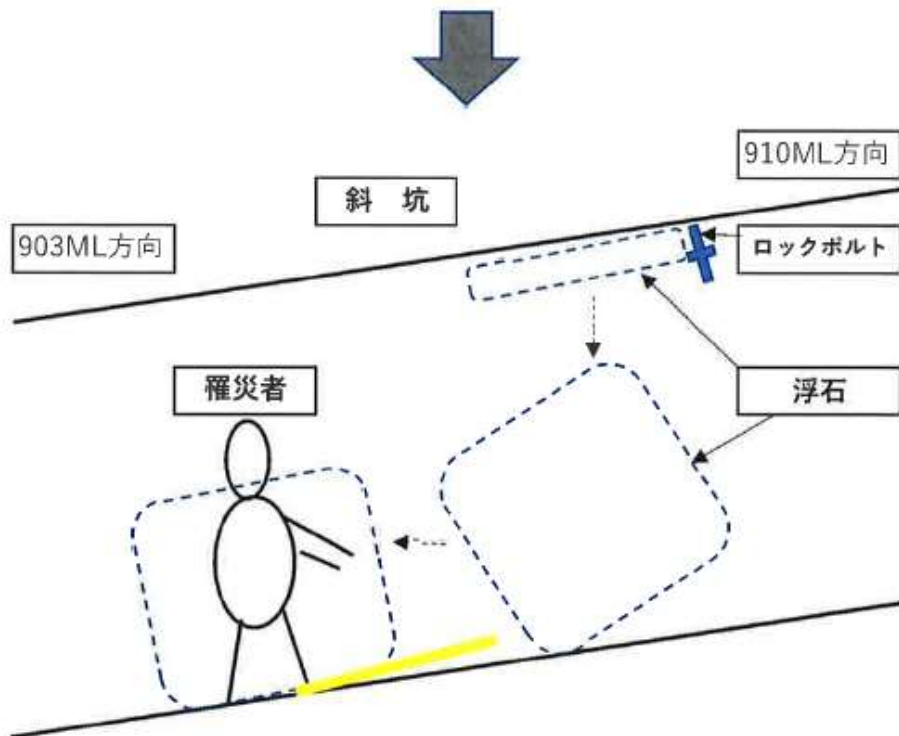
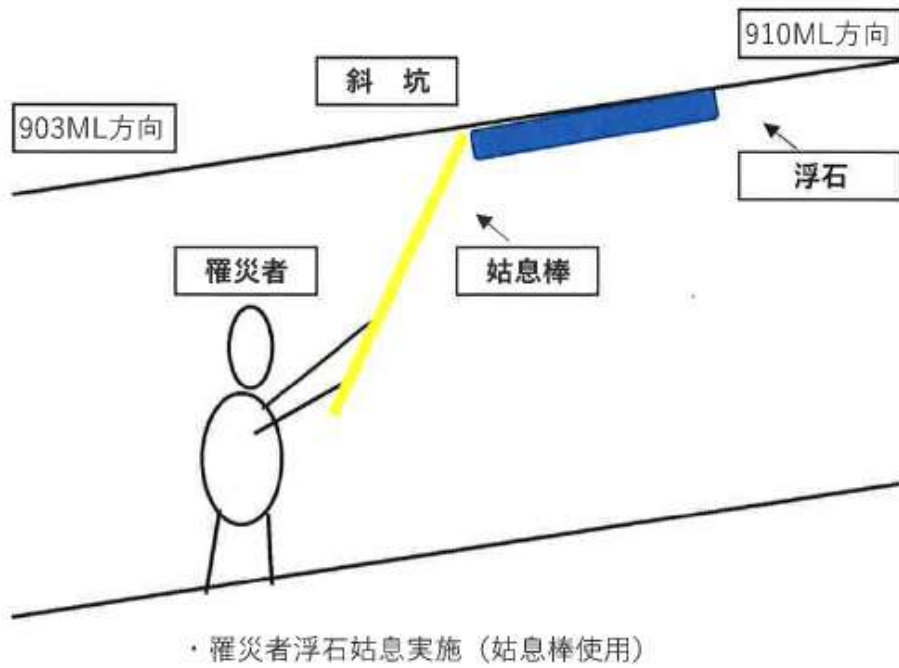


(赤丸箇所罹災箇所／落盤と側壁に挟まれる)



(天盤落盤箇所)

・災害発生状況図



- ・浮石(青破線)が落下する時に浮石の1点がロックボルトに引っ掛かり立った形で落ち、罹災者の方に倒れてきて浮石と側壁に挟まれて罹災。